

産業廃棄物処理計画書

令和 5年 6月 21日

広島市長

提出者

住所 広島市中区大手町5-3-18

氏名 株式会社 安藤・間 広島支店

支店長 山本 健史

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 082-244-1241

広島県生活環境の保全等に関する条例第85条第1項の規定により、令和 5 年度の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 安藤・間 広島支店
事業場の所在地	広島市中区大手町5-3-18
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	7,682百万円（中国5県）
③従業員数	91人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	建築・土木工事に伴う廃棄物→収集運搬業者→中間処理業者 解体工事に伴う廃棄物→収集運搬業者→中間処理業者

条別別紙1
(条例-産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度（令和4年度）実績量
計画：今年度（令和5年度）計画量

単位：トン/年

単位：トン/年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻																				
汚泥																				
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ	1.88	0									1.88	0	1.88	0	1.88	0				
廃プラスチック類	6.21	7									6.21	7	0.85	0	6.21	7				
紙くず	1.51	2									1.51	2			1.51	2				
木くず	3.69	5									3.69	5	1.1	0	3.69	5				
繊維くず																				
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず	97.51	80									97.51	80	34.85	20	97.51	80				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	15.2	20									15.2	20	0.2	0	15.2	20				
鋳さい																				
がれき類	455.77	250									455.77	250	454.41	240	455.77	250				
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
廃石膏ボード	10.89	12									10.89	12			10.89	12				
水銀使用製品産廃(蛍光灯他)	0.02	1									0.02	1			0.02	1				
合計	592.68	377	0	0	0	0	0	0	0	0	592.68	377	493.29	260	592.68	377	0	0	0	0

※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

条例別紙2(条例-産業廃棄物処理計画書)

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)

別添1のとおり

2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	現場に応じた目標設定。 石膏ボード等の広域認定処理の利用促進。 使用材料のプレカット搬入による残材の削減。 簡易梱包化による梱包材の削減。
②計画 (今後実施する予定の取組)	今後もこれまで同様の取り組みを行う。

3 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	コンクリートがら・アスコンがら・がれき類・ガラス・廃プラ・金属・紙・木・ボード 現場パトロール時の分別状況確認。 延床面積あたりの混合廃棄物排出量の目標管理
②計画 (今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	今後もこれまで同様の取り組みを行う。

4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	実施していない。
②計画 (今後実施する予定の取組)	実施する計画はない。

5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	実施していない。
②計画 (今後実施する予定の取組)	実施する計画はない。

6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>実施していない。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>実施する計画はない。</p>

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>産業廃棄物の処理を委託する場合には、廃棄物処理法による許可を得た収集運搬業者と処分業者にそれぞれ委託することとし、委託契約は書面にて行い、産業廃棄物の種類・数量・金額等の条項を含む。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>同上</p>

建設副産物に関する管理組織及び役割

